

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人大桜会（以下「本法人」という。）の定款第8条及び第19条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事のことをいう。
- (2) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であり、費用とは明確に区分されるものとする
- (3) 費用とは職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 定款第8条に定めるとおり、評議員に対して報酬は支給しない。  
2 定款第19条に定める役員の報酬等は無報酬とする。

### (費用)

第4条 役員及び評議員がその職務を行うために要する費用を弁償する。  
2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については近接地外の旅行に関するものを対象とし、社会福祉法人大桜会旅費規程に基づき算出されるものとする。  
3 費用の弁償の請求があったときは、遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成31年4月1日より施行し、平成30年4月1日より適用する。